

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年2月6日

【会社名】 大西電気株式会社

【英訳名】 OHNISHI DENKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西俊一

【本店の所在の場所】 京都市南区東九条松田町138番地2

【電話番号】 075-693-5231

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 多田敏洋

【最寄りの連絡場所】 京都市南区東九条松田町138番地2

【電話番号】 075-693-5231

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 多田敏洋

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

入札による募集	—円
入札によらない募集	—円
ブックビルディング方式による募集 (引受人の買取引受による売出し)	153,000,000円
入札による売出し	—円
入札によらない売出し	—円
ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し)	190,000,000円
入札による売出し	—円
入札によらない売出し	—円
ブックビルディング方式による売出し	57,000,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 大西電気株式会社 大阪支店
(大阪市福島区福島4丁目2番56号)

大西電気株式会社 関東支店
(神奈川県藤沢市湘南台1丁目32番地の10)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成20年1月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し260,000株(引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し60,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成20年2月5日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第3 設備の状況

- 2 主要な設備の状況
 - (1) 提出会社

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)
普通株式	200,000 (注2)

(注) 1 平成20年1月24日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成20年2月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成20年1月24日開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

種類	発行数(株)
普通株式	200,000

(注) 1 平成20年1月24日開催の取締役会決議によっております。

2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

3 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成20年1月24日開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 2の全文削除及び(注) 3～5を繰り上げる。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成20年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成20年2月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	<u>170,000,000</u>	<u>100,000,000</u>
計(総発行株式)	200,000	<u>170,000,000</u>	<u>100,000,000</u>

(注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は200,000,000円となります。

(訂正後)

平成20年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成20年2月5日開催の取締役会において決定された払込金額(765円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	<u>153,000,000</u>	<u>95,000,000</u>
計(総発行株式)	200,000	<u>153,000,000</u>	<u>95,000,000</u>

(注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(900円～1,000円)の平均価格(950円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 仮条件(900円～1,000円)の平均価格(950円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は190,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成20年2月19日(火) 至 平成20年2月22日(金)	未定 (注) 4	平成20年2月25日(月)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成20年2月5日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年2月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 平成20年2月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成20年2月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成20年1月24日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年2月15日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成20年2月26日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込みに先立ち、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成20年2月7日から平成20年2月14日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	765	未定 (注) 3	100	自 平成20年 2月19日(火) 至 平成20年 2月22日(金)	未定 (注) 4	平成20年 2月25日(月)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、900円以上1,000円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年2月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(765円)及び平成20年2月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成20年1月24日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年2月15日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成20年2月26日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込み在先立ち、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成20年2月7日から平成20年2月14日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 8 引受価額が発行価額(765円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けにより ます。 2 引受人は新株式払込 金として、平成20年2月 25日までに払込取扱場 所へ引受価額と同額を 払込むことといたしま す。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号		
西村証券株式会社	京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地		
計	—	200,000	—

(注) 1 引受株式数は、平成20年2月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成20年2月15日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数の一部を引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	112,000	1 買取引受けにより ます。 2 引受人は新株式払込 金として、平成20年2月 25日までに払込取扱場 所へ引受価額と同額を 払込むことといたしま す。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	32,000	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	32,000	
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	12,000	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	8,000	
西村証券株式会社	京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地	4,000	
計	—	200,000	—

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成20年2月15日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数の一部を引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1の全文削除及び(注) 2、3を繰り上げる。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
184,800,000	11,000,000	173,800,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)を基礎として算出した見込額であります。平成20年2月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
175,560,000	11,000,000	164,560,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(900円～1,000円)の平均価格(950円)を基礎として算出した見込額であります。平成20年2月5日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額173,800千円については、本募集と同日付で決議された第三者割当増資の手取概算額上限59,000千円と併せ、社内ネットワークシステムの増強等による設備投資資金として50,000千円、残額を運転資金にそれぞれ充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額164,560千円については、本募集と同日付で決議された第三者割当増資の手取概算額上限56,000千円と併せ、社内ネットワークシステムの増強等による設備投資資金として50,000千円、残額を運転資金にそれぞれ充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成20年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	200,000	200,000,000	大阪市北区堂島浜1-2-6 大阪中小企業投資育成株式会社 100,000株 神奈川県藤沢市大庭5085-1 大西俊一 65,700株 京都市左京区北白川伊織町24番地の2 内田裕史 8,400株 Flat F, 12/F, Tower3, Royal Peninsula, Hunghom, Kowloon, Hong Kong 服部和俊 8,200株 京都府八幡市内里宮ノ前22-4 原田道夫 7,800株 京都府亀岡市南つつじヶ丘大葉台 2丁目42-4 多田敏洋 3,800株 神奈川県藤沢市鵠沼松が岡3丁目15-5 橋本義弘 3,700株 京都市左京区下鴨泉川町36-64 山本昌博 2,400株
計(総売出株式)	—	200,000	200,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,000円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

平成20年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	200,000	190,000,000	大阪市北区堂島浜1-2-6 大阪中小企業投資育成株式会社 100,000株 神奈川県藤沢市大庭5085-1 大西俊一 65,700株 京都市左京区北白川伊織町24番地の2 内田裕史 8,400株 Flat F, 12/F, Tower3, Royal Peninsula, Hunghom, Kowloon, Hong Kong 服部和俊 8,200株 京都府八幡市内里宮ノ前22-4 原田道夫 7,800株 京都府亀岡市南つつじヶ丘大葉台 2丁目42-4 多田敏洋 3,800株 神奈川県藤沢市鵠沼松が岡3丁目15-5 橋本義弘 3,700株 京都市左京区下鴨泉川町36-64 山本昌博 2,400株
計(総売出株式)	—	200,000	190,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、仮条件(900円~1,000円)の平均価格(950円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	60,000	60,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計(総売出株式)	—	60,000	60,000,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年2月26日から平成20年3月11日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,000円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	60,000	57,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計(総売出株式)	—	60,000	57,000,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年2月26日から平成20年3月11日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(900円～1,000円)の平均価格(950円)で算出した見込額であります。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大西俊一より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成20年1月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当増資による募集(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式数	当社普通株式 60,000株
払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成20年3月13日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10 株式会社三菱東京UFJ銀行 京都支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成20年3月11日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大西俊一より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成20年1月24日及び平成20年2月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当増資による募集(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式数	当社普通株式 60,000株
払込金額	1株につき765円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成20年3月13日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10 株式会社三菱東京UFJ銀行 京都支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成20年3月11日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第3 【設備の状況】

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(訂正前)

平成19年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	什器設備	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (京都市南区)	全社統括業務及び 販売拠点	9,451	— (—)	12,084	34,477	28,000	84,013	48 [9]
大阪支店 (大阪市福島区)	事務所・販売拠点	18,895	— (—)	5,262	312	12,000	36,470	14 [3]
関東支店 (神奈川県藤沢市)	事務所・販売拠点	25,063	110,060 (416.54)	5,162	359	—	140,647	17 [2]
宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	事務所・販売拠点	—	— (—)	1,141	700	819	2,661	7 [0]
合計		53,410	110,060 (416.54)	23,651	35,849	40,819	263,791	86 [14]

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2 その他は差入保証金であります。
3 上記の他、主要な賃貸設備として、以下のものがあります。

事業所	設備の内容	第50期中間会計期間 賃借料(千円)
本社 (京都市南区)	本社事務所(賃借)	16,000千円
大阪支店 (大阪市福島区)	支店事務所(土地)	5,100千円
宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	営業所事務所(賃借)	1,885千円

<以下省略>

(訂正後)

平成19年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	什器設備	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (京都市南区)	全社統括業務及び 販売拠点	9,451	— (—)	12,084	34,477	28,000	84,013	48 [9]
大阪支店 (大阪市福島区)	事務所・販売拠点	18,895	— (—)	5,262	312	12,000	36,470	14 [3]
関東支店 (神奈川県藤沢市)	事務所・販売拠点	25,063	110,060 (416.54)	5,162	359	—	140,647	17 [2]
宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	事務所・販売拠点	—	— (—)	1,141	700	819	2,661	7 [0]
合計		53,410	110,060 (416.54)	23,651	35,849	40,819	263,791	86 [14]

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2 その他は差入保証金であります。
3 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所	設備の内容	第50期中間会計期間 賃借料(千円)
本社 (京都市南区)	本社事務所(賃借)	16,000千円
大阪支店 (大阪市福島区)	支店事務所(土地)	5,100千円
宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	営業所事務所(賃借)	1,885千円

<以下省略>